

# 精神障害者保健福祉手帳の申請について

## 1. 添付書類

(a) **診断書で申請する場合**は、○印の添付書類を添えて申請書を提出してください。

添付書類 申請項目	診断書 (精神障害者保健福祉手帳用)	現在の手帳の写し	写真 (たて4cm,よこ3cm)
新規	○	—	○
更新	○	○	○
等級変更	○	○	○

(b) **障害年金証書等で申請する場合**は、●印の添付書類を添えて申請書を提出してください。

添付書類 申請項目	できるだけ新しい 障害年金の 年金証書の写し	できるだけ新しい 年金裁定 通知書の写し	同意書 (年金事務所照会用)	現在の手帳の 写し	写真 (たて4cmよこ3cm)
新規	●	●	●	—	●
更新	●	●	●	●	●
等級変更	●	●	●	●	●

← いずれか →

(c) **他の都道府県(大阪市、堺市及び「大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」により権限を移譲した市町村を含む。)**より居住地を移した旨の届出は、現在の手帳の写しと、写真(たて4cm、よこ3cm)を添えて申請書を提出してください。

## 2. 注意事項

- 平成 28 年1月より手帳の申請にあたって個人番号(マイナンバー)の記入が必要になりました。申請書上部の個人番号欄に正確に記入してください。
- 年金証書等の写しにより手帳を申請される場合は、障害の等級の判定のために年金事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級等確認を行います。
- 新規の申請時以外は、すでに交付されている手帳の番号・有効期限を必ず記入してください。
- この申請書による各申請及び届出には、手帳用の写真(たて4cm、よこ3cm)が必要です。
- 手帳の交付後に、氏名・住所に変更があった場合は、「障害者手帳記載事項変更届」により届け出てください。

## 3. 写真について

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正(平成 18 年 10 月 1 日)により、精神障害者保健福祉手帳への写真の貼り付けが原則義務づけられています。写真は上半身・無帽で、1年以内に撮影したもの(大きさ:たて4cm、よこ3cm)を提出してください。
- 申請書に写真を添付する際はのりを使用せず、裏返しにして、セロハンテープ等で止めてください。
- 提出する写真の裏面に市町村名と氏名を記入してください。
- カラーコピー不可。

【貼り付け例】



・ **なお、原則として写真を貼付することになっていますが、特に支障がある方は、申請時に窓口にご相談ください。ただし、「写真貼付なしの手帳」では、受けられるサービスに差異が生じる可能性もありますのでご了承ください。**